

徳島県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社馬くり	小松島市中田町内開一六番地四	訪問介護かえる	小松島市中田町内開一六番地四	訪問介護	令和五年八月一日
S・M・S株式会社	徳島市昭和町三丁目三番地	ヘルパーステーション心残りゼロ	徳島市中昭和町二丁目一〇七番地	同	同
医療法人すこやか	同 大原町千代ケ丸山三〇番地二〇	ハウスヘルパーステーション	同 大原町東千代ケ丸一九番地の五二	同	同
医療法人三野田中病院	三好市三野町芝生一二四二番地六	三野田中病院 訪問看護ステーションあおば	三好市三野町芝生一二四二番地六	訪問看護	同
合同会社桃源郷	徳島市八万町上福万二二〇番地八	デイサービス桃源郷	徳島市八万町上福万二二〇番地八	通所介護	同